

電氣事業は公益事業を名目として配電區域を獨占し地方自治体とインテリキ報償契約を結ぶ需安者からは非常に高い料金を取り取り電柱敷地料は殆んど無料同様にして、電柱税をコマカス等凡ゆる點に於て不當なモウケを占めてゐる。今福佐地方に於ける電力供給者たる東邦と各電燈の料金を比較すると

東 邦

電燈料 一キロ 拾四錢 動力料大曾社電線乃至釜鏡

富山縣下新川郡奥谷村電燈

電燈料 十六燭光 拾九錢

之の例を見ても、如何に會社が不當な利益を得てゐるかを知らんとか出来る。

一昨年電氣事業法の改正を以、昭和十二年より實施さるる事になつてゐるか改正法によると

(一)電燈料金は政府の認可額となる。(二)電柱の敷地電線の敷設されてゐる地に對して會社は地上権を取得することとなり今でさへ電氣事業法をフミニッツで横暴の限りを極めてゐる會社は更らに一般需安者に對し猛威を過うするであらうことは明確なことである。然らば會社は如何なる點に於て執行法をフミニッツてゐるか(一)規定の九七、百三ボルトを送電してゐない。(二)一區域の斷線の場合に地方長官の許可が必長であるにもかかわらず勝手に斷線するが如きは勿論、電柱建設のために農作物は害の被害をうけ、耕作に多大の障害を與へなから何等損害の補償も爲さない有様である。若々は當利會社たる電氣會社に對し、(一)停電中の料金は取るナ、(二)電球は無料で取換へり、(三)電柱の敷地料を値上げしり、(四)電柱電線のために害の被害をうける農作物損失を賠償せり、と會社に要求し更らに電燈料金の値下げを起し一方市町村當局に對し